

第五十一号議案

江戸川区児童発達支援センター条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区児童発達支援センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対し、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、障害児を現に監護する者をいう。以下同じ。）の下から通わせ、適切に保護するとともに、自立に必要な指導及び訓練を行い、もって障害児の福祉の向上を図るため、児童発達支援センターを次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区篠崎児童発達支援センター	江戸川区篠崎町三丁目一八番五号

(事業)

第三条 児童発達支援センターは、前条の設置目的を達成するため、法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターが提供する支援を行う事業（以下「児童発達支援事業」という。）を行う。

2 児童発達支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業

二 法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援を行う事業

三 法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十八項に規定する特定相談支援事業

五 前各号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

（利用できる者）

第四条 児童発達支援センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 前条第二項第一号及び第二号に掲げる事業 江戸川区内（以下「区内」という。）に住所を有する障害児であつて、その保護者が法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定を受けているもの

二 前条第二項第三号に掲げる事業 区内に住所を有する障害児であつて、その保護者が法第二十四条の二十六第一項の規定により障害児相談支援給付費の支給を受けているもの

三 前条第二項第四号に掲げる事業 区内に住所を有する障害児であつて、その保護者が障害者総合支援法第五十一条の十七第一項の規定により計画相談支援給付費の支給を受けているもの

四 前条第二項第五号に掲げる事業 区内に住所を有する者
(利用手続等)

第五条 児童発達支援センターを利用しようとする者(第三条第二項第五号に規定する事業を利用しようとする者を除く。)の保護者は、区長の承認を受けなければならぬ。

2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

3 区長は、児童発達支援センターの利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしない。

一 児童発達支援センターの利用の承認を受けた者が定員に達したとき。

二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

三 その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第六条 児童発達支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額を使用料として納めなければならない。

一 第三条第二項第一号及び第二号に掲げる事業 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

二 第三条第二項第三号に掲げる事業 法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

- 三 第三条第二項第四号に掲げる事業 障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- 四 第三条第二項第五号に掲げる事業 無料
- 2 前項第一号から第三号までに規定する使用料は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める期日までに納付しなければならない。
- （使用料の減額又は免除）
- 第七条 前条に規定する使用料は、区長が特別の理由があるときは、減額し、又は免除することができる。
- （使用料の不還付）
- 第八条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があるときと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- （利用承認の取消し等）
- 第九条 区長は、児童発達支援センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。
- 一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- 二 利用目的又は利用条件に違反したとき。
- 三 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十条 利用者は、その利用が終わったとき又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

（利用権の譲渡等の禁止）

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第十二条 利用者は、施設若しくは備付器具等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（利用時間等）

第十三条 児童発達支援センターの利用時間及び休業日は、規則で定める。

（児童発達支援センターの管理）

第十四条 児童発達支援センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 児童発達支援事業の実施に関すること。

二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定等）

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があることを認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、児童発達支援センターの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有している者と認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

（委任）

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。た

だし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定その他指定のために必要な準備及び児童発達支援センターの利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

（江戸川区育成室条例の一部改正）

3 江戸川区育成室条例（平成二十三年七月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表江戸川区篠崎育成室の項を削る。

第十四条から第十六条までを削り、第十七条を第十四条とする。

（説明）

江戸川区篠崎育成室を廃止し、新たに江戸川区篠崎児童発達支援センターを設置することに伴い、江戸川区児童発達支援センターの設置及び管理について定める必要があるので、本案を提出いたします。